活動報告～沖縄より～

弁護士　成政　優太

謹んで新春お祝い申し上げます。

法テラス沖縄法律事務所にて弁護士をしております成政優太と申します。

令和6年1月から12月まで、1年間の養成期間を池袋総合法律事務所で過ごした後、令和7年1月から、現事務所に赴任しました。

沖縄への赴任が決まったときや、沖縄に赴任した当初は不安もありましたが、法テラス沖縄法律事務所の皆様、沖縄弁護士会の皆様にも温かく迎えていただき、沖縄県での生活にも、少しずつ、慣れてきています。

日々の業務では、本島北部（名護）から本島南部（糸満）まで、幅広く移動することがあります。移動中には海のすぐ近くを通ることもあり、日々、自然の豊かさを実感しております。

名護よりも北の地域や、八重山諸島など、まだまだ行けていない場所も多いですが、残りの赴任期間に、休日を利用しながら、より広く県内各地に行ってみたいと考えております。

さらに、ハーリー、エイサー、大綱挽といった、地域特有の行事なども多くあり、文化の面でも学ぶことが多くあります。住んでみることで初めて知ることや分かることも多く、スタッフ弁護士として、各地に赴任して働くことの魅力を強く感じております。現事務所での任期は2年間で、沖縄での生活も折返しとなりました。次に赴任する司法過疎地での業務に備えて、沖縄で多くのことを吸収していけるよう、案件に取り組んでいきたいと思っております。

〒900-0023
沖縄県那覇市楚辺1－5－17プロフェスビル那覇3階
法テラス沖縄法律事務所

首里城

アクセス

【電車でお越しの方】（池袋駅東口から徒歩約７分）
池袋駅東口（パルコ口）を出て、明治通りの信号を渡り、ヤマダ電機LABIの北側の道（向かって左の道）を進みます。
もう１つ信号を渡り、少し左にずれた道（WACCAの隣の道）をそのままま まっすぐ進みます。中池袋公園を通り東京建物ブリリアホールの右側を進みファミリーマートの先にあります。

【お車でお越しの方】
当事務所のある城北自動車会館の立体駐車場（車高等の制限あり。有料。）をご利用いただくか、WACCA・サンシャインシティの駐車場など近隣の駐車場をご利用下さい。

池袋総合法律事務所
Ikebukuro Sogo Law Office

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-30-12城北自動車会館6階
Tel.03-3980-9190　Fax.03-3984-2484

http://www.islo.jp

池袋総合法律事務所ニュース

いけそう便り

第12号
2026

サンシャイン 60 ビルからの眺望

新年のご挨拶

新しい年を迎え、みな様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所は、「地域の人々が安心して相談・依頼できる法律事務所」をコンセプトに業務を行ってまいりました。弁護士は、それぞれが専門性のある分野に精通しており、さらに、事務所内において様々な法的問題について定期的に研究会を開くなどして、近年の多様化・複雑化する相談内容についても事務所として十分に対応できる体制となっています。

なお、当事務所は各地に赴任する前の日本司法支援センター（法テラス）のスタッフ弁護士を養成する事務所でもありますが、1年後の地方赴任を目指して昨年４月から林田純弁護士が当事務所に在籍しています。

私どもは、これからも、みな様が気軽に相談できるいわゆる敷居の低い事務所を目指すとともに、みな様に充実した質の高い法的サービスを提供できるように研鑽に努めてゆく所存です。

今後とも、よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

２０２６年　元旦

代表弁護士　木　田　卓　寿
弁護士　荻　野　明　一
弁護士　川　合　順　子
弁護士　澤　田　　稔
弁護士　志　水　芙美代
弁護士　鶴　森　雄　二
弁護士　弘　中　　章
弁護士　林　田　　純

知能とは？

弁護士　木田　卓寿

ＡＩを取り上げた、タモリと山中伸弥教授のテレビ番組（ＮＨＫ）を見ました。その番組では、言葉とは単語と単語のつながりであり、対話型ＡＩの正体は「単に次の言葉（単語）を予測するだけ」だと説明していました。ただ、大規模単語モデルによって膨大な単語のつながり方を繰り返し学習しているため、与えられた条件や方向性に応じてＡＩが適切な言葉を選ぶというもののようです。番組では、そこから人間も含めて知能とは予測能力のことだと話が展開してゆきます。予測能力が高ければ生存確率が上がるので人類は言葉や体験によって予測能力を高めてきたというわけです。

そういわれてみれば、弁護士も依頼者の疑問に答えるためには、依頼者の置かれた状況等を正確に聞き取ったうえで、その状況に応じた行動や結果を予測し、最適解を提示する仕事をしていると言えます。そして弁護士が予測能力を高めるためには、法的知見を磨くことは当然のことながら、社会の動きや人間の感情の機微にも通じている必要があります。そのようなわけで新年にあたりますます精進しようと決意する次第です。ＡＩには負けないぞと思いながら。

被爆 80 年、長崎の市街を歩く

弁護士　川合　順子

昨夏、後輩弁護士が企画に携わった会議に参加するため、長崎を訪れました。長崎市内を歩くのは初めてです。

会議の一環で見学した原爆資料館で、沸騰し泡立っている被爆瓦や、板壁に残った人物の影の写真等を間近で見て、今まで訪れなかった自分を恥じました。会議も本当に学びが多く、翌日も何かに突き動かされるように、市街を歩いて回りました。

平和祈念像の表情の静謐さ。80年を経てなお立ち続ける一本柱鳥居。爆風で飛んで来た無数の石を身の内に抱いて青々と繁る被爆クスノキ。浦上天主堂の崩落した鐘楼の姿は、特に脳裏に焼き付きました。

ネット等で世界中の膨大な情報が手に入る時代ですが、やはり実物の持つ力は大きいです。今年も、現場を訪れ、人と語り合い、想いを共有して行きたいです。平和と民主主義のために。

再建された浦上天主堂と崩れ落ちた鐘楼

「戦争ハモウ・・・」

弁護士　荻野　明一

子どものころ家に写真グラフ雑誌があって、太平洋戦争のときに発表禁止となった写真が掲載されていました。その中の、戦場の壊れた壁に「戦争ハモウ」と手書きされたものを鮮明に憶えています。従軍した日本兵によるものです。戦争は、被害者はもとより、先兵にも相当悲惨な思いをさせたのでしょう。

なぜ戦争をするのか。宗教や領土問題のほかに、戦争で莫大な経済的利益を得る人もいます。軍需産業だけでなく、一般市民にも戦争によって利益を受ける人や組織があります。「朝鮮戦争特需」によって戦後の日本は経済的復興をとげました。「ベトナム戦争特需」もありました。われわれの身近にも、戦争による利益を望む人や組織はあるようです。

「台湾特需」なんて考えただけで空恐ろしくなる事態など、（望む人がいるかもしれませんが）絶対に起こしてはなりません。

公益通報者保護法の改正について

弁護士　志水　芙美代

2025年6月、公益通報者保護法が改正されました。

改正法では、1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上として、（i）事業者が通報対応に従事する者を定めなかった場合の行政措置権限を強化し、（ii）事業者が労働者等に対して内部通報制度を周知すべき義務を法律で定めました。2. 公益通報者の範囲に、フリーランスを追加しました。3. 公益通報を阻害する要因への対処として、通報妨害や通報者の探索を禁じる明文規定を設けました。4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化として、公益通報を理由とする労働者への解雇・懲戒処分について、（i）民事訴訟で通報者が解雇等の効力を争う場合の立証負担を緩和し、また、（ii）罰則の対象としました。

改正法は公布から1年6か月以内に施行されます。公益通報制度が適切に機能し、事業者の自浄作用への信頼が高まることで、私たちの生活がより安心でより安定したものとなり、また、社会経済の発展につながることを期待しています。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

萩城址

シェアサイクルの愛用

弁護士　澤田　稔

シェアサイクルを愛用しています。昔ながらのレンタサイクルと違い、各所の「ポート」間を移動するスタイルで、「ポート」が増えるごとに便利になります。自転車活用推進法に基づく国の施策でもあり、国交省道路局には自転車活用推進本部が置かれています。

私はおそらく7年近く利用していて、一般的な自転車→電動アシスト自転車→電動キックボードと拡がり、最近は、電動シートボードにも跨がっています。私が現在登録している事業者は5社。普及地域も料金体系も様々で、適宜使い分けています。電動キックボードは、街中で反感を寄せられることがたまにあり、少し心配です。「新たなモビリティ」という自転車とは異なる位置づけで、道交法上も特定原付という扱いですが、「自転車+」というくくりかたもあるようです。新しもの好きとしては、引き続き注目していきたいです。

「ご趣味は何ですか？」

弁護士　鶴森　雄二

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

昨年の本たよりには、「ご専門は何ですか?」と聞かれ、どう答えるか悩んでいるという話を書きました。それと同じか、あるいはそれ以上に聞かれて答えに困る質問に「ご趣味は何ですか?」があります。誰かに話せるような「趣味」がなく、いつも「特に・・・ありません」と言い淀んでしまいます。

好きなものはあります。テレビ等でスポーツ中継を見ること（現地観戦ではありません）と読書と飲酒ですが、そのことについて誰かに深く語れるほどのものではなく、また、自身の「生きがい」や「成長」につながるようなものでもないので（特に応援しているチームや個人があるわけでもなく、暇つぶしにテレビを見ているようなところもありますし、「活字中毒」のため本は読まずにはいられないところもあります。お酒は飲んで「いい気分」になっているだけです。）、これらが「趣味です」とは答えにくいところがあります。「趣味」の定義にもよるかもしれませんが、個人的には、何か前向きな、明るく、生きがいとなるものが「趣味」には必要だと思っていますが、これらにはそれがありません。最近、配偶者が知人に誘われたことを契機にワインについて見識を深めようと、飲むだけでなく（私はひたすら飲むだけです）、検定を受けたり、スクールに通ったりして嬉々としている姿を見ると、ますます自身に「趣味がない」と痛感するところです。

ケアンズ近郊の熱帯雨林

まもなく50歳が近づいてきていますが、「五十而知天命」といった境地にはまだまだ達する気配はないところ（いまだに「不惑」の境地ですらないです。）、今年こそ、自身の「生きがい」と言えるような、前向きに語れる、明るい「趣味」を見つけることができればいいなと思っています。

近況報告

弁護士　弘中　章

公務員に関する最高裁判決を検討する機会をいただくことがあります。

例えば、公務員が懲戒免職となり退職手当が全く支払われなかった場合、民間の労働者に比べ裁判で争いづらいと考えられますが（宮城県・県教委（県立高校教諭）事件［最三小判令和5年6月27日］、大津市事件［最一小判令和6年6月27日］、京都市交通局職員事件［最一小判令和7年4月17日］）、公務員が長時間労働によるストレスで自殺した場合は民間と同じ考え方で自治体の賠償責任が判断されています（静岡県事件［最二小判令和7年3月7日］）。最高裁は問題の種類に応じて公務員という働き手の位置づけを吟味しているように見えますが、公務員を別に扱うことがどこまで妥当といえるかは検証を要します。

市民が公務員に抱く思いは様々と思いますが、「どんな働き手であっても公正に働ける社会とはどのようなものか」を問いながら、弁護士業務に励みたいと考えています。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。皆さま、健やかにお過ごしください。

スタッフ弁護士としての養成

弁護士　林田　　純

77期の林田と申します。修習地は高知でした。

私は法テラスのスタッフ弁護士として、当事務所で昨年4月1日より養成を受けております。

当事務所では破産や任意整理、離婚、刑事事件といった、幅広い事件類型を学ばせていただいております。

そのほか、個人的に大変興味のある労働法の分野の事件につきましても複数関わらせていただいており、大変充実した養成の日々を過ごしております。

当事務所での養成期間は本年3月末で終了し、その後は法テラスが設置する全国各地の法律事務所に赴任し、執務することとなります。

赴任先において法律事務の提供を十分にこなせるよう、赴任までの残された時間をこれまでと同様、無駄にすることなく1件1件の事案と真摯に向き合い、研鑽に励んでいく所存です。

本年もよろしくお願い申し上げます。